

# 大阪医科薬科大学薬学部 薬剤師生涯研修認定制度規程

(令和4年9月16日施行)

(目的)

**第1条** 大阪医科薬科大学薬学部薬剤師生涯研修認定制度(以下、「本制度」という。)は、薬剤師に必要な生涯学習の機会を提供するとともに、その成果を適切に評価することにより、薬剤師の資質向上を図り、医療の質向上に寄与することを目的とする。

(研修制度)

**第2条** 本制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構(以下、「認証機構」という。)が定める、生涯研修認定制度の認証を受けて実施する。

(認定の基準)

**第3条** 大阪医科薬科大学薬学部(以下、「本学部」という。)は、日本国の薬剤師免許を有し本学部または認証機構の認証を受けた機関(以下、「プロバイダー」という。)において、別に定める本学部認定薬剤師認定基準(以下、「認定基準」という。)を満たす単位を修得した者を「生涯研修認定薬剤師(以下、「認定薬剤師」という。)」として認定する。  
2 認定基準の詳細は、別に定める。

(認定薬剤師証の交付)

**第4条** 本学部は、認定薬剤師として認定した者に対し、認定薬剤師証を交付する。

(認定薬剤師証の有効期間)

**第5条** 認定薬剤師証の有効期間は、3年とする。ただし、次条に定めるところにより更新することができる。

(認定薬剤師の更新)

**第6条** 本学部は、認定薬剤師からの申請に基づき、申請者が認定基準に定める単位を修得したと認められる場合は、認定薬剤師証を更新する。  
2 認定薬剤師の更新に際し、他のプロバイダーによる認定薬剤師証の更新回数を引き継ぐことができる。

(生涯研修認定制度評価委員会)

**第7条** この制度の公正性・透明性の担保及び制度の改善充実に資するため、本学部に生涯研修認定制度評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を置く。  
2 評価委員会については、別に定める。

(研修プログラムの提供)

**第8条** 本学部が認定薬剤師の取得に必要なものとして提供する研修プログラムは、薬学

生涯学習実施委員会が企画と実施にあたる。

(研修手帳)

**第9条** 認定薬剤師の認定を希望する受講者には、有償にて認定薬剤師研修手帳を発行する。

2 受講者は、認定薬剤師研修手帳に受講証明のための単位シールを貼付し、必要な研修事項を記録する。

(申請及び更新の手続)

**第10条** 認定薬剤師の認定あるいは更新を申請するものは、次に定める書類を提出するとともに、審査料を納付しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 認定薬剤師研修手帳
- (3) 薬剤師免許証の写し
- (4) 履歴書

(審査及び認定)

**第11条** 認定の審査は、前条の申請に基づき本学部薬学生涯学習センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）において実施する。

2 審査は毎年2回以上行う。

3 認定薬剤師の認定は、運営委員会において委員の3分の2以上の承認を必要とする。

(認定薬剤師証の再交付)

**第12条** 認定薬剤師証を紛失又は汚損した場合は、再交付申請を行い、再交付を受けることができる。

(認定の取り消し)

**第13条** 本学部で認定薬剤師として認定された後、次の各号のいずれかに該当した場合は、運営委員会の議を経て認定を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき。
- (2) 不正な方法で認定薬剤師証の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき。

(個人情報の管理)

**第14条** 本学部は、個人情報保護法及びその関係法令並びに「大阪医科薬科大学個人情報保護規則」に則り、認定薬剤師の個人情報の管理には細心の注意を払うものとする。

(その他)

**第15条** この規程に定めるものの他、薬剤師生涯研修認定制度に関して必要な事項は、「本薬学部生涯研修認定制度実施要領」に定める。

(改 廃)

**第 1 6 条** この規程の改廃は、薬学部教授会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、令和4年9月16日から施行する（認証機構により認証を受けた日）。